

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月8日 17時00分ごろ
発生場所	関門港下関区 門司埼灯台から真方位035° 1,470m付近 (概位 北緯33°58.4′ 東経130°58.3′)
事故の概要	ヨットマンタは、西南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年5月22日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット マンタ、5トン未満（長さ8.44m）
船舶番号、船舶所有者等	240-26678福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の末期、潮流 北東流約8.3ノット (kn) 早瀬瀬戸潮流最強時刻16時21分 北東流約8.6kn
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、機走により約8.0knの対水速力で西南西進中、約8.3knの北東流を左舷船首方から受け、圧流されて右舷船尾方（北東方）に後退し、関門港下関区の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 船長は、本事故当時、船首を左転させ、潮流に平行に遡ろうとしたものの、波高約1mの波を左舷方から受けていたので、左舵の効果が得られなかったと本事故後に思った。 船長は、本件浅所の存在を知らず、また、事前に本件浅所付近の正確な潮流予測値を把握していなかった。 本船の喫水は、バラストキール下端まで約3mであった。
分析	本船は、約8.3knの北東流と波高約1mの波とがある状況下、西南西進中、船長が本件浅所の存在及び正確な潮流予測値を知らず、本件浅所の近くを約8.0knの対水速力で潮流を遡って航行したことから、圧流されて後退し、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、約8.3knの北東流と波高約1mの波とがある状況下、西南西進中、船長が本件浅所の存在及び正確な潮流予測値を知らず、本件浅所の近くを約8.0knの対水速力で潮流を遡って航行したため、圧流されて後退し、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 潮流の速い海域を、潮流を遡って航行する時は、事前に通過予定時刻の正確な潮流予測値を把握し、潮流に対して十分に余裕のある速力で航行すること。</li><li>・ 事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。</li></ul>
--------------	--